

# 第4期 行政改革推進大綱

平成24年3月

士 幌 町

# I 総論

## 1. 行政改革大綱に基づく取り組み

土幌町では、これまでも継続的に行政改革の取り組みを進めてきました。まず第1次として、昭和60年度に、「土幌町行政改革大綱」を策定しました。

その後、機構改革を中心とした行政改革を継続し、平成14年度から数値目標を取り入れた行政改革推進計画を作成し、第1期の行政改革推進大綱を策定しました。

現在はその行政改革推進大綱を基本とし、策定・見直しをしながら行政改革を進めています。

### 『これまでの行政改革大綱の取り組み』

第1次大綱	国の「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政改革大綱）の策定について」（昭和60年1月）に呼応して策定
土幌町 行政改革大綱 昭和60年策定	

第2次大綱	国の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」（平成9年11月）に呼応して策定
土幌町 行政改革大綱 平成11年7月策定	

第1期大綱	本格的な大綱・推進計画が始まる
土幌町	推進期間 平成15年度～平成17年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成14年12月策定	2. 時代に即応した組織・機構の見直し
	3. 定員管理と給与の適正化の推進
	4. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	5. 行政の情報化の推進と行政サービスの向上
	6. 行政の公正の確保と透明性の向上
	7. 公平で効率的な運営

第2期大綱	第1期大綱及び推進計画の改定及び見直し
士幌町	推進期間 平成18年度～平成20年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成17年11月策定	2. 広域行政の推進
	3. 時代に即応した組織・機構の見直し
	4. 定員管理と給与の適正化の推進
	5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上
	7. 公平で効率的な運営

第3期大綱	第2期大綱及び推進計画の改定及び見直し
士幌町	推進期間 平成21年度～平成23年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成21年2月策定	2. 広域行政の推進
	3. 時代に即応した組織・機構の見直し
	4. 定員管理と給与の適正化の推進
	5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上
	7. 公平で効率的な運営

## 2. 行政改革の継続の必要性

地方自治体にとって、厳しい財政状況や少子・高齢化が進む中で、より効率的な行政運営が求められています。

本町においても、これまで行政改革に取り組んできたところですが、国全体の経済情勢を反映し、税等の一般財源は微減傾向となっている一方、子育て支援や高齢社会への対応による福祉サービス経費の増加が予想されます。

そのような中で、安定した財政基盤を維持し、効率的・効果的な行政運営を図るためには、町税等の収入の確保はもとより、住民負担の公平性の確保と受益者の適正な負担割合の検討や事務・事業経費の見直しを図るなど継続的な行政改革の取り組みが必要であります。

また、コスト削減等による視点での行政改革だけでなく、地域主権社会の進展によ

り、今後、国・道から財源とともに事務・権限の移譲や住民ニーズの多様化・高度化等に的確に対応するための改革も主眼とした行政改革を推進していく必要があります。

こうした考えに立ち、第4期行政改革推進大綱及び推進計画を策定し推進する必要があります。

## II 行政改革推進の重点事項

### 1. 事務事業の見直し

厳しい財政状況の中で、社会経済環境の変化や高度化・多様化する町民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、行政の責任分野をあらためて見直すとともに、行政の関与の妥当性、効率性及び効果等の総合的な観点から、事務事業の見直しを行い、より効率的・効果的な事業展開を推進します。

### 2. 広域行政の推進

複数の自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となる事務事業等について、積極的に取り組みを推進します。

### 3. 時代に即応した組織・機構の見直し

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい現状にあり、スリムな行政組織による効率的な事務の執行体制が必須となっていることに加え、地域主権改革による事務・権限の移譲や新たな行政課題と多様な住民要望に対応した組織機能の充実が求められています。

現在導入しているグループ制（横断的連携体制）について、この機能を十分発揮できる事務執行体制を確立します。

### 4. 定員管理と給与の適正化の推進

職員定数は、定員モデル職員数、類似団体別職員数を参考に事務事業の質的量的分析を行い、住民サービスの維持向上等を留意し、組織・機構の見直しと連携を図りながら職員配置を図るとともに、民間委託が実施可能な事業については町の適正な管理化の下での民間委託を推進します。

給与制度・各種手当については、人事院の勧告内容等を踏まえ、引き続き適正化を図ります。

## 5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進

行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員、住民の目線に立って考える職員、町民に信頼される職員の育成を図り、住民サービスの向上に取り組みます。

職員の能力開発を計画的に推進するため、適材適所の職場配置、職場研修、専門的研修及び民間研修を行うとともに、幅広い見識を養うため、道・他市町村等との人事交流を検討します。

また、職員の意識を喚起させる手法として、人事評価制度の取り組みを進めます。

## 6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上

町民と行政が信頼関係を結び、お互いを理解し、協働していくための基礎となるものが情報の共有です。協働によるまちづくりの推進を図るため、行政が置かれている現状と課題を常時、住民に知らせる資料の提供、情報公開の推進に向けて文書管理の整備を図るとあわせ、ホームページの一層の充実を図ります。

また、住民への説明責任を果たすとともに、町政への参画を促進するため、全庁的に統一したパブリックコメント制度の導入を進めます。

社会経済情勢の変化に適切に対応し、安心・安全質の高い行政サービスを提供するため、手続きの簡素化や利便性の向上など町民の視点に立った行政サービスの確立に努めます。

## 7. 公平で効率的な運営

健全な財政運営を進めるために、税・使用料の収納率向上に努めるとともに、収納方法を検討しながら歳入の確保を図ります。

使用料等については、住民負担の公平性の確保及び受益者負担の観点から定期的な見直しを実施し適正化を図ります。

各種施設、設備の整備に伴い町民生活の充実、利便性が図られていますが、その一方では人件費等を含めた維持管理経費の増加となっており、指定管理者制度の活用など民間委託の積極的な推進による施設管理運営の合理化を図ります。

### Ⅲ 行政改革の推進方法

#### 1. 実施期間

平成24年度を初年度として、平成26年度までの3年間を実施期間とします。

#### 2. 具体的な取り組み事項と実施計画

この大綱に基づく、各課での具体的な取り組み実施計画を策定します。実施計画は毎年度見直しを行います。

#### 3. 推進体制

「土幌町行政改革推進本部」が中心となり、実施計画の各取り組み事項については、町民の理解を得ながら、全職員が一丸となって積極的かつ計画的に推進します。

#### 4. チェック体制

この大綱と大綱に基づく取り組み事項については、「土幌町行政改革推進本部」でチェックを行うとともに、町民代表からなる「土幌町行政改革推進委員会」に図り、その意見を求め、より実りある行財政改革となるよう努めます。

また、広報・ホームページを通じて、町民に推進状況等の報告を行います。